

令和8年度
全国犯罪被害者等支援実務者会議

警察庁における犯罪被害者等支援の取組

警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課



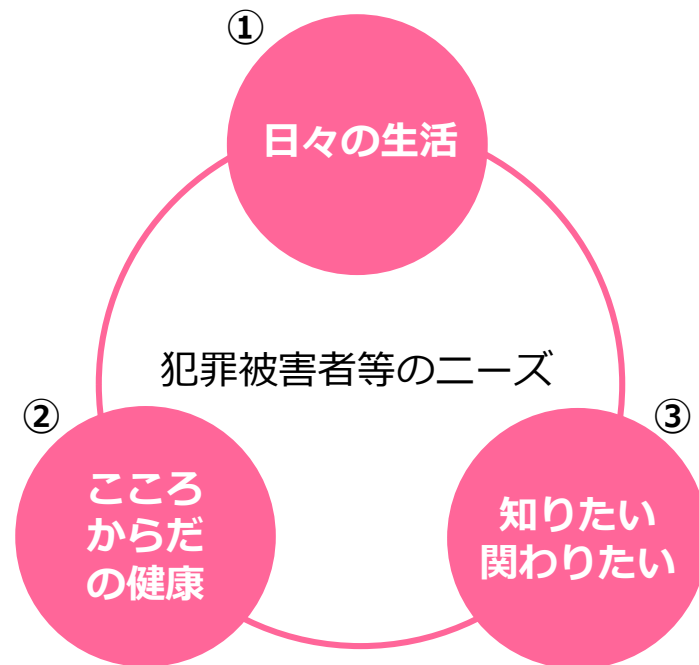
犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

- 第5次犯罪被害者等基本計画（令和8年3月閣議決定）
 - ☐ 犯罪被害者等のニーズと取組の方向性
 - ☐ 第5次基本計画における主な取組
 - ☐ 第5次基本計画の概要

- 特に知っておいていただきたい内容
 - ☐ 「被害者手帳」の作成・交付、カルテ化
 - ☐ 犯罪被害者等施策の総合的な推進に関する事業（総合的推進事業）
 - ☐ 地方における犯罪被害者等施策の充実（条例の制定、見舞金制度等の導入）
 - ☐ 研修教材「ギョットとラーニング」、ポータルサイト「ギョットCH」、公式X
 - ☐ 広報コンテストについて

犯罪被害者等のニーズと取組の方向性

- 犯罪被害者等の困難は、被害に遭った直後から始まり、**その後も様々な形で継続**
- **犯罪被害者等が再び平穏な生活を営む**ことができるよう、途切れることのない支援を行うことを念頭に、ニーズに見合った**制度の充実**とともに、**体制の整備**や**社会の理解の醸成**が必要



犯罪被害者等のニーズの具体例

- ① 働き手を亡くした／加害者から逃げるために引っ越さなければならぬ
ケガや心の不調などで仕事が続けられなくなった
- ② 障害が残った、PTSDを発症した
周囲やインターネット上で心ない声(二次的被害)を受けた
- ③ 裁判で思いを伝えたい／事件のことや加害者のことを知りたい

犯罪被害者等のニーズに見合った 支援・制度を整備・充実させる

- ・損害回復や経済面などでの支援
【基本計画・重点課題第1】
- ・心身の被害の回復・防止
【基本計画・重点課題第2】
- ・刑事手続などへの関与拡充
【基本計画・重点課題第3】

犯罪被害者等に支援を届けるための 体制を整備し、社会の理解を醸成する

- ・支援のための体制整備 【基本計画・重点課題第4】
- ・国民の理解増進 【基本計画・重点課題第5】

第5次犯罪被害者等基本計画における主な取組

- これまでの成果がある一方、**依然として**犯罪被害者等のニーズ等に応えられていない**課題が存在**
- 第5次基本計画においては、**60団体・95人のヒアリング等**に基づき、残された課題を洗い出し

日々の生活

損害賠償請求・執行は大きな負担だが、回収できない
犯罪被害によって仕事が続けられなくなるケース

【基本計画・重点課題第1】

賠償に資する加害者処遇／民事上の負担軽減
賠償状況の把握・指導／民事制度の活用や法的支援
経済的支援制度の充実・平準化
犯罪被害給付制度の充実／地域間格差の解消
**犯罪被害者等をめぐる状況を踏まえた
更なる調査検討**
諸外国調査の実施／休暇制度の導入促進

ここ からだ の健康

支援に携わる関係者からの二次的被害も発生

【基本計画・重点課題第2】

トラウマインフォームドケアの推進
※トラウマとその影響について知識をもって関わること

知りたい 関わりたい

裁判手続等への参加・関与の在り方を見直してほしい

【基本計画・重点課題第3】

刑事手続等への関与についての多角的検討
公判前整理手続／被害者参加制度／傍聴時の配慮
少年審判・医療観察審判の傍聴制度の充実

基盤整備

複数の機関をワンストップでつなぐ仕組みづくり
国民の理解・関心の広がりは今なお途上

【基本計画・重点課題第4・5】

ワンストップサービス体制の整備・充実
支援コーディネーターの養成・都道府県への財政支援
「被害者手帳」の作成・交付
犯罪被害者等支援弁護士制度の運用等
広報啓発の強化
「犯罪被害者週間」の月間化／ギョットちゃんの活用

第5次犯罪被害者等基本計画の概要

- **20年の取組を整理**した上で、**合計307個の施策をパッケージとして充実・強化**
- 内容・体制の両面で、**全国の支援の標準化・底上げ**を図る
- 司令塔の警察庁の下、各府省庁が連携して、**新たに施策の動向把握のための参考指標を提示**
より一層実態に即した犯罪被害者等支援を実施

策定方針及び計画期間

- ・犯罪被害者等からの意見聴取の上、盛り込むべき施策を検討
- ・**令和8年度からの5か年計画**

基本方針

- ① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障
- ② 個々の事情に応じて適切に行う
- ③ 途切れることなく行う
- ④ 国民の総意を形成しながら展開

重点課題及び具体的施策

推進体制・参考指標

- ・国家公安委員会(警察庁)の総合調整
- ・**施策の検証・評価**

重点課題第1 損害回復・経済的支援等への取組

- ✓ **賠償履行**に資する加害者処遇
- ✓ 時効更新等の負担軽減
- ✓ 犯罪被害給付制度の改善
- ✓ 犯罪被害者等支援や民事法制度の**諸外国調査**
- ✓ 事業主の理解・**休暇制度の導入**の促進

重点課題第4 支援等のための体制整備への取組

- ✓ **ワンストップサービス体制**の整備・充実
- ✓ **犯罪被害者等支援弁護士制度**の運用等

重点課題第2 精神的被害・身体的被害の回復・防止への取組

- ✓ **トラウマインフォームドケアの推進**による二次的被害の防止・被害回復の促進

重点課題第3 刑事手続等への関与拡充への取組

- ✓ **公判前整理手続**への関与の在り方、**少年審判・医療観察審判**の傍聴制度の充実に関する多角的検討

重点課題第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- ✓ **広報啓発の強化**

「被害者手帳」の作成・交付 — 被害者等の負担軽減・多様な支援ニーズへの対応に向けた取組 —

背景

犯罪被害者等のニーズとして

- ✓ 窓口で何度も被害状況を説明しなければならず
精神的・手続的負担を減らしたい
- ✓ 突然のフラッシュバックなど
事件から時間が経過した後でも支援を受けたい

被害者等が支援を受ける上での
精神的・手続的負担を軽減
中長期・断続的な支援ニーズに対応
するため、「**被害者手帳**」を作成
(第5次基本計画における新規施策)

主な内容・仕様

□ 被害者等の意思に基づき、自由に記載するための欄



□ 刑事手続の流れや被害者等が利用できる制度等の情報

□ 持ち運びに配慮した外装、長期保管に耐え得る素材

活用方法

① 説明に代えて提示

被害状況等を支援の窓口で説明する代わりに見せることができる

⇒ **繰り返し説明する負担を減らし、支援者等とのコミュニケーションに活用できる**

② 支援の経過を記録

支援者等の連絡先や連絡事項、受けた支援の内容等を記録しておくことができる(→①にも利用)

⇒ **数年後に支援が必要になった場合に、当時の支援状況等を把握することができる**

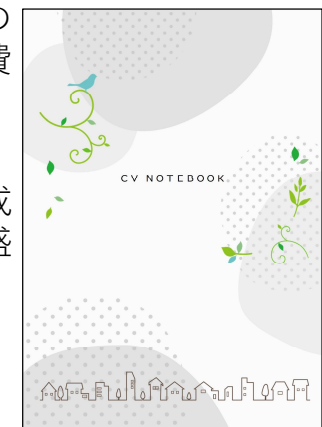
当面の取組

警察庁

- 構成や記載事項のモデル案を作成し、都道府県警察に示達
- 令和8年度予算に「被害者手帳」の作成に要する経費(都道府県警察費補助金)を措置

都道府県警察

- 警察と関係機関・団体が連携し作成(都道府県等の支援制度も適切に盛り込み)し、被害者等に交付
- 令和8年度中に順次全国展開
- 支援関係者に対し、「被害者手帳」の運用について研修等を実施



(モデル案に基づく作成例)

被害者手帳のモデル案



I 「被害者手帳」の使い方

この手帳は、犯罪の被害にあった方やそのご家族（被害者等）の方に必要と思われる情報をお知らせするとともに、被害者等の方がそれぞれ抱える様々な不安や問題に気づき、周囲に相談し、支援する担当者と一緒に対応していくために作成したものです。

● 書きたいところを書く

手帳の中には、あなたの困り事等を書き込めるようになっていきます。どこを書くかはあなたの自由です。我慢してつらいことを書く必要はありません。書きたいと思うところから書いてみてください。誰かと相談しながら一緒に書くこともできます。

● 説明の代わりに見せる

支援窓口等では、被害にあった事実やあなたの状況を伝える必要があります。そのときにできるだけ同じ説明をしなくても済むように、この手帳を相手に見せることもできます。

● 支援の経過等を記録する

あなたの支援には様々な機関・団体が関わります。いつ、誰とどのようなやり取りをしたか、今後何をするのかなどを書いておくことができます。受け取った資料等を貼っておくこともできます。

● 管理には気をつける

手帳にはあなたの個人情報等が含まれています（住所や名前等の欄を記入しないこともできます）。紛失しないよう十分注意してください。また、必要なときに必要な人にだけ見せるようにしましょう。

もし、数年後に支援が必要になったときにも、当時の状況や担当者がわかることであなたの役に立つかもしれません。

この手帳はあなた自身が保管する、あなたの支援の「カルテ」です。

あなたに
「ギョっと」
寄り添います



III 被害にあったこと（事件等）の記録

■ 被害の状況（書きたいと思うところを記入してください。）

事件の発生日時・場所

年 月 日（ ） 午前・午後 時 分頃

被害にあった方

住所：

名前：

生年月日： 年 月 日

連絡先：

被害にあった方とあなた（相談者）との関係：

被害の態様

☐殺人 ☐殺人未遂 ☐暴行・傷害 ☐性犯罪・性暴力

☐交通事故事件（☐死亡 ☐負傷） ☐その他（ ）

被害届の受理番号（警察署名、受理年、番号）

（交通事故事件については、自動車安全運転センターが交通事故証明書を発行しています。）

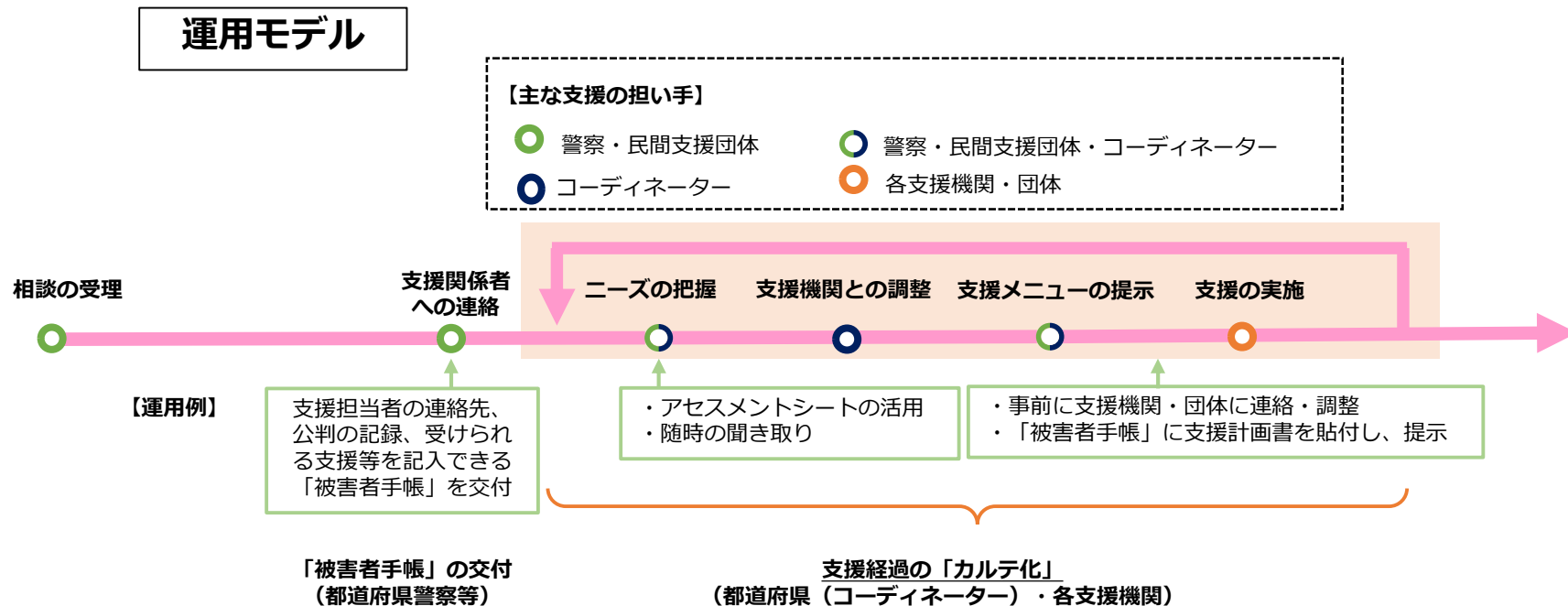
具体的内容（負傷等の状況、地図等）

※ 加害者については、P56～に記入欄があります。

支援経過のカルテ化



- ① 犯罪被害者等が、相談窓口での提示もできる、犯罪被害者等と支援を行う者とのコミュニケーションツールとして「被害者手帳」を交付
- ② 犯罪被害者等支援コーディネーターの下、支援経過をカルテ化することで、犯罪被害者等の負担軽減・中長期的な支援ニーズへ対応





◎ 支援者向けオンデマンド研修教材

「ギュっとラーニング」

を、ぜひご覧ください



犯罪被害者等支援の基礎情報から関係機関の役割、被害者や支援者の心理まで、短時間（１講義10～20分）で講義を見ることができます。被害者等のこと、支援のことを知っていただくために、支援の担当者に限らず、様々な立場の方のご視聴をお願いします。なお、本年３月から、３講座を新たに追加し、公開中の４講座を更新しました。さらに、一部講座の限定を解除し、全ての方に全49講座を視聴していただけるようになりました。



- ◎ 犯罪被害にあわれた方・支援者のためのポータルサイト「ギュっとCH（チャンネル）」を、ご確認ください



関係機関・団体の支援制度を幅広く掲載し、検索機能も付いています。

- ◎ ギュっとちゃん_被害者支援（警察庁）公式Xのフォローをお願いします



国民の皆様に犯罪被害者等支援の取組の紹介等の情報を発信しています。

広報コンテストについて



令和8年度実施の広報コンテストについて

令和8年度

「みんなに広げれ支援の輪！ ギョっと広報コンテスト」

応募者大募集！

応募締切 2026. 8. 10 (月)

応募区分

- ・地方公共団体部門（行事、情報発信）
- ・民間団体部門（行事、情報発信）
- ・個人部門（情報発信）



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョっとちゃん」

国家公安委員会委員長賞

地方公共団体部門

最大3点

賞状、額



民間団体部門

最大3点

賞状、賞金各50万円



個人部門

最大1点

賞状、賞金20万

目的

犯罪被害者等に対する国民の理解の増進と配慮・協力の確保のため、効果的な取組を行った地方公共団体及び民間団体・個人に対し、国務大臣・国家公安委員会委員長名による表彰を行うとともに、効果的な取組を広く紹介することによる気運の醸成を図ることを目的とします。

審査の対象となるもの

行事

フォーラム・シンポジウム、街頭キャンペーン、講演会、パネル展示等の集客を図るもの。

情報発信

SNS、ホームページ、ポスター、広報誌等によるもの、啓発グッズの作成・配布等

引き続き広報に関する活動をお願いします

わたしにも できる支援が ここにある



警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課